

新	旧
<p>平成30年7月18日</p> <p>認定支援機関による経営改善計画策定支援事業</p> <p>認定支援機関等向け マニュアル・FAQ</p> <p>1. (略)</p> <p>2. Q1-1～Q2-3 (略)</p>	<p>平成27年2月5日</p> <p>認定支援機関による経営改善計画策定支援事業</p> <p>認定支援機関等向け マニュアル・FAQ</p> <p>1. (略)</p> <p>2. Q1-1～Q2-3 (略)</p>
<p>Q2-4 【顧問先への関与】</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月18日改訂</p> <p>税理士として関与している顧問先について認定支援機関として支援することは可能でしょうか？</p> <p>A. 顧問税理士等も、認定支援機関として経営改善支援センター事業（以下、支援センター事業という）に関与することができます。ただし、税務顧問契約による委託業務の範囲内で行う業務は含まれませんので、別途、経営改善計画策定支援に係る業務委託契約を締結し、支払申請にあたって、当該契約書の写しの提出が必要です。</p> <p><u>この場合、申請企業からの費用支払いについては、経営改善計画策定支援に係る費用（モニタリング費用、消費税等を含む。）であることが特定可能な形で行われる必要があります、顧問料や決算料等での精算は認められません。</u></p> <p>Q2-5～Q4-2 (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>Q2-4 【顧問先への関与】</p> <p style="text-align: right;">平成25年12月13日改訂</p> <p>税理士として関与している顧問先について認定支援機関として支援することは可能でしょうか？</p> <p>A. 顧問税理士等も、認定支援機関として経営改善支援センター事業（以下、支援センター事業という）に関与することができます。ただし、税務顧問契約による委託業務の範囲内で行う業務は含まれませんので、別途、経営改善計画策定支援に係る業務委託契約を締結し、支払申請にあたって、当該契約書の写しの提出が必要です。</p> <p>Q2-5～Q4-2 (略)</p> <p>3. (略)</p>